原子力防災対応について (原子力事業者防災業務計画について)

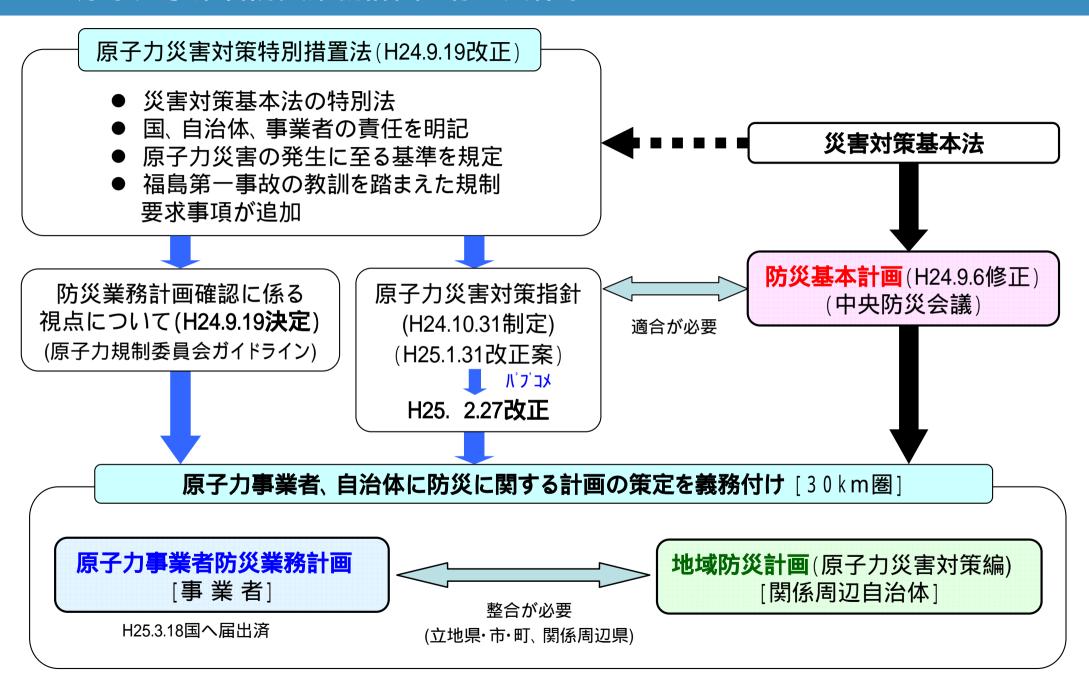
平成25年3月29日 九州電力株式会社



目 次

1.原子力事業者防災業務計画に係る法体系	• 2
2.原子力災害発生時の国・自治体・事業者の責務	• 3
3.被災者支援体制	• 4
4. 発電所危機管理対応体制	• 7
5.防災訓練の実施	9
6.原子力事業者防災業務計画の修正	• 11
7.原子力事業者防災業務計画に係る用語の定義(概略)	• 13

1.原子力事業者防災業務計画に係る法体系



2. 原子力災害発生時の国・自治体・事業者の責務

	責 務	防災計画
围	国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を 有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し、 万全の措置を講ずる責務を有する。 責務を遂行するため、 災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基 本となるべき計画を作成し、実施する。	防災基本計画
自治体	住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、 当該地域に 係る防災に関する計画を作成し、実施する責務を有する。	地域防災計画
事業者	原子力災害の発生の防止、拡大の防止に万全の措置を講じ、災害の復旧に誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する。 事故等の収束に一義的な責任を有すること及び災害対策について大きな責務を有していることを認識する。 災害の発生及び拡大を防止し、並びに復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を作成する。	原子力事業者防災業務計画

緊急事態における措置 原子力事業者 自治体 玉 自治体への情報提供 住民等への情報伝達 異常事象発生 報道機関を通じた情報提供 [今後の情報について住民等への注意喚起] PAZ(~概ね5㎞):予防的防護措置を準備する区域 原災法10条 [自治体への指示] ・要援護者等の避難の実施 特定事象 通報 国、自治体へ ・要援護者等の避難の実施 ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等) 诵報連絡 ・避難準備 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) ・安定ヨウ素剤の服用準備 事象収束操作 UPZ(概ね5km~30km):緊急時防護措置を準備する区域 [自治体への指示] ・屋内退避準備 次項へ続く ・屋内退避準備 原災法10条特定事象 原子力事業所の境界付近の放射 UPZ外(概ね30km~) 線測定設備により、基準以上の放 射線量が検出された場合 [自治体への要請] ・要援護者等の避難受入れ ・緊急事態に至る可能性のある事象 ・要援護者等の避難受入れを要請 ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等) が発生した場合 ・避難準備への協力を要請 への協力 (全交流電源喪失 等)

PAZ:放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

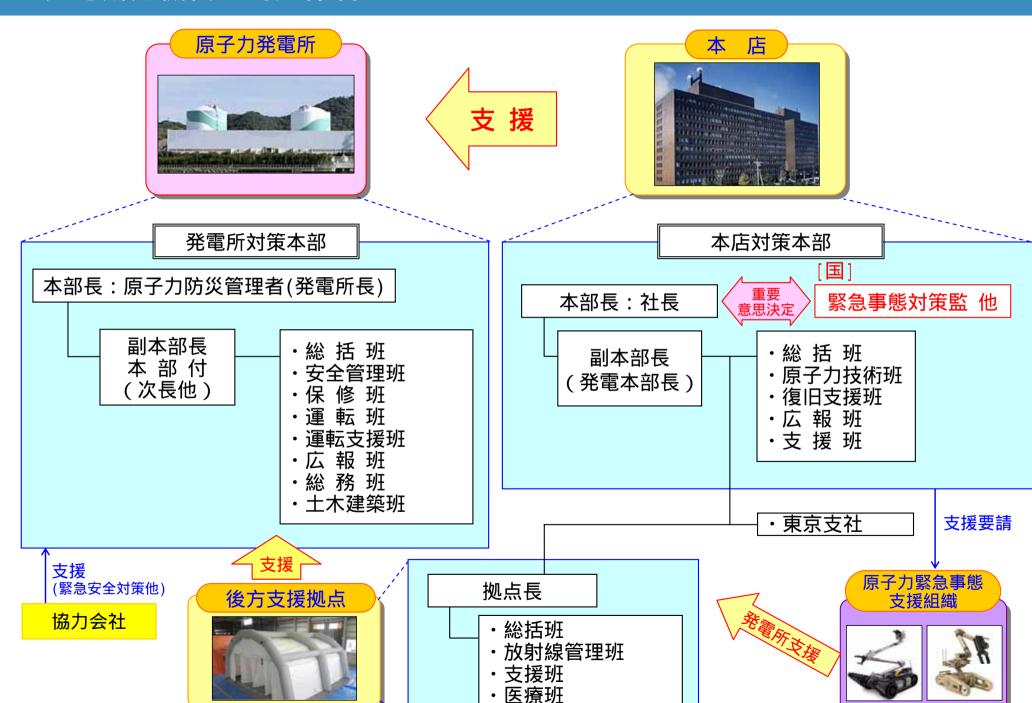
UPZ:確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時防護措置を準備する区域

	緊急事態における措置	
原子力事業者	国	自治体
前項より	自治体への情報提供 報道機関を通じた情報提供	住民等への情報伝達
	PAZ(~概ね5㎞):予防的防	i護措置を準備する区域
原災法 1 5 条原子力緊急事態 通報	[自治体への指示] ・避難の実施 ・安定ヨウ素剤の服用	・避難の実施 ・住民等へ安定ヨウ素剤の服用指示
国、自治体へ	UPZ(概ね5km~30km):緊	る時防護措置を準備する区域 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
事象収束操作		・ <mark>屋内退避の実施</mark> ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) ・避難、一時移転、体表面除染の準備
原災法15条原子力緊急事態 ・排気筒から放射性物質の放出	UPZ外(概ね30km~)	
・臨界事故の発生 ・緊急時態の発生を示す事象が発 生した場合(蒸気発生器給水機能 喪失等)	[自治体への要請・指示] ・避難の受入れを要請 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を 指示 ・避難、一時移転、体表面除染の準備 への協力を要請	・避難の受入れ ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) ・避難、一時移転、体表面除染の準備へ の協力

3.被災者支援対応(原子力災害事後対策及び生活再建等の支援)

	原子力事業者	国 自治体 目流 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		
	[原子力事業者防災業務計画]	[防災基本計画][地域防災計画]		
平常時の対応	平常時の対応			
	[周辺住民に対する活動] ・原子力災害が発生した場合に備え、周辺 住民からの問 合せに対応する相談窓口 の設置(必要に応じて24時 間受付体制)	・住民からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等 についてあらかじめ準備		
緊急事態応急対策	等の実施			
相談窓口	[被災者の相談窓口の設置] ・原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速 やかに 被災者の損害賠償請求等へ対応するため、相談 窓口等を設置	・原子力災害対策本部、現地対策本部等は、必要に応 じ、速やかに住民等からの問合せに対応する専用電 話を備えた窓口の設置 ・被災中小企業等に対する援助、助成措置について、 広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置		
原子力災害事後対策	策			
汚染の除去	[放射性物質による環境汚染への対処] ・放出された放射性廃棄物により汚染された地域が確認された場合は、国、地方公共団体と協力して、 汚染地域の除染及び廃棄物の処理 に必要な措置を講じる	・原子力災害により放出された放射性物質により汚染 された地域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を 講じる		
被災者等の生活再建等の支援				
支 援	・国及び地方公共団体等と連携し、復興過程の被 災者への 仮設住宅等の提供 等、その間の生活維 持のための支援に協力	・被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活 資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築 ・生業や就労の回復による生活資金の継続的な確保、コ ミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわ たってきめ細やかな支援を講じる ・被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く 被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談 窓口等を設置		

4. 発電所危機管理対応体制



4. 発電所危機管理対応体制(原子力施設事態即応センター:本店)

原子力施設事態即応センターの整備状況

本店(福岡市)の建物内に即応センターを整備(面積約100m²)

即応センターには、TV会議システムを設置すると共に、多様性を有した複数の通信設備を配備

即応センターの電源は、非常用発電機から給電可能

本店建物内の同一フロアに、国の派遣者用の居室(約60m2×2部屋)を確保

原子力施設事態即応センターの参集者

国の派遣者:原子力規制委員会委員(1名)

緊急事態対策監 (1名)

原子力規制庁 (数名)

九州電力 :本店本部長(社長)

副本部長 (発電本部長)

総括班長 (原子力管理部長)

原子力技術班長、広報班長、復旧支援班長、支援班長、副長、

班員(合計20~30名程度)

即応センター参集者以外の本店緊急時対策要員等は、執務室で対応

5. 防災訓練の実施(1/2)

防災計画、施設・設備・機器の機能、対策の準備状況、対応者の判断能力等の全体的な 実効性を確認するとともに、防災体制の改善を目的として防災訓練を実施する。

【原子力事業者防災業務計画抜粋】

第3章 原子力災害予防対策の実施

第6節 防災訓練の実施

- 1 社内における訓練
- (1) 原子力防災管理者及び原子力管理部長は、原子力防災組織及び本店原子力防災組織 があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、各原子力防災訓練を1年 に1回以上実施する。

なお、訓練にあたっては、計画、実施、評価確認及び継続的な改善のプロセスを適切に 実施する。

- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災訓練に係る計画書、実施要領等については、事前に、 原子力防災専門官から指導及び助言を受ける。 なお、原子力防災訓練の計画には、原子力規制委員会に評価結果を報告する訓練を定
 - なお、原子力防災訓練の計画には、原子力規制委員会に評価結果を報告する訓練を定めておく。
- (3) 社長は、原子力防災訓練の結果について、原子力規制委員会に報告するとともに、その 要旨を公表する。
- 2 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災要員及び緊急時対策要員並びに本店緊急時対策要員は、国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を考慮して訓練に参加する。

5. 防災訓練の実施(2/2)

原子力事業者防災業務計画に基づく、平成24年度の原子力防災訓練を、昨年改正された原子力災害対策特別措置法(改正原災法)を踏まえ、以下のとおり実施した。

[改正原災法の変更点]

- ・事業者は、定期的に各原子力防災訓練を実施し、結果を国へ報告・公表する。
- ・訓練項目に、シビアアクシデント(過酷事故)を想定した訓練を含める。

当社における訓練実績

川内原子力発電所

- ·日 時 平成25年2月22日(金) 玄海原子力発電所
- ·日 時 平成25年3月15日(金)

【緊急時対策本部(発電所)】



【現場訓練(発電所)】

【即応センター(本店)】

10





[玄海原子力発電所の訓練の様子]

参加者 発電本部ほか関係本部及び各支社 約230名

各支社等 玄海:福岡・佐賀・長崎・東京支社

川内:川内原子力総合事務所、鹿児島・熊本・東京支社

訓練概要

- ・発電所に、緊急時対策本部を設置し、国及び自治体への通報訓練
- ・シビアアクシデント(過酷事故)を想定した、緊急時操作訓練、電源復旧訓練、モニタリング訓練等
- ・本店(原子力施設事態即応センター)と発電所との通報連絡訓練及び関係本部を含めた各機能班の情報伝達訓練発電所での訓練については、周辺自治体(30km圏内)及び報道機関へ公開。

玄海において、国(原子力規制庁、原子力安全基盤機構)が、事業者の原子力防災訓練を評価するためのガイドラインの試行として発電所での訓練に立会。

6.原子力事業者防災業務計画の修正(1/2)

(1)原子力事業者防災業務計画の主な記載内容及び修正箇所

項目	主な記載内容
第1章 総則	• 目的、定義
第2章 防災体制	 緊急時体制の区分、緊急時体制の発令及び解除 原子力防災組織 原子力防災管理者の職務等
第3章 原子力災害予防対策 の実施	 通報体制及び情報連絡体制の整備 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 原子力災害活動で使用する施設及び設備の整備・点検 緊急時対策所(広さ・非常用電源・通信設備等の基本仕様等、自然災害を考慮した代替緊急時対策所の設定場所、免震重要棟の整備完了予定について記載)原子力施設事態即応センター(広さ・非常用電源・通信機器等の基本仕様等を記載)原子力事業所災害対策支援拠点(後方支援拠点)(予防的防護措置を準備する区域外の拠点の候補地等を記載)防災ネットワークに接続する通信設備等(テレビ会議システム、非常用通信機器、緊急時パラメータ伝送システムの整備について記載) 防災教育 防災訓練の実施(シビアアクシデントを想定した訓練を記載) 関係機関(国、地方公共団体、原子力緊急事態支援組織(原子力レスキュー)等)との連携等

赤字:原災法に基づく省令の要求等による主な修正事項

6.原子力事業者防災業務計画の修正(2/2)

(2)原子力事業者防災業務計画の主な記載内容及び修正箇所

項目	主な記載内容
第4章 緊急事態応急対策等 の実施	 通報及び連絡 応急措置の実施 警備・避難誘導、放射能影響範囲の推定、緊急時医療、消火活動、汚染拡大の防止、 線量評価、広報活動、応急復旧、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置、 資機材の調達及び輸送、応急措置の実施報告、原子力防災要員の派遣、 緊急事態支援組織等への協力要請、長期化した場合の措置、被災者の相談窓口の設置 ・緊急事態応急対策 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告、応急措置の継続実施
第5章 原子力災害事後対策 の実施	 被災者への生活再建の支援、復旧対策、緊急時体制の解除、原因の究明と再発防止対策の 実施、汚染の除去 関係機関(国、地方公共団体等)への防災要員の派遣等
第6章 その他	・ 他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の要員の派遣 等

赤字:原災法に基づ〈省令の要求等による主な修正事項

7.原子力事業者防災業務計画に係る用語の定義(概略)

原子力災害対策特別措置法

- ・原子力災害発生時の迅速な初期動作の確保、国、自治体、原子力事業者等の連携の強化、国の緊急時対応体制の強化、原子力事業者の責務などを定めたもの。 原子力災害
- ·原子力発電所等からの放射性物質や放射線の異常な放出などにより、住民等の生命、身体又は財産に被害を生じさせるような災害のこと。 原子力災害予防対策
- ・原子力災害の発生を未然に防止するための対策。

緊急時態応急対策

・原子力災害の拡大防止を図るために実施すべき応急の対策。

原子力事業所災害対策支援拠点

・原子力災害の発生時に、事業者の原子力事業所災害対策活動を支援するための拠点。

緊急時対策所

・原子力発電所における原子力事業所災害対策の実施を統括管理する施設。

原子力施設事態即応センター

- ・原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設。 統合原子力防災ネットワーク
- ・首相官邸、原子力規制庁緊急時対応センター、(独)原子力安全基盤機構等と接続する情報通信ネットワーク。 緊急時運転パラメータ伝送システム
- ・原子力発電所の各種運転パラメータを国へ伝送する情報伝送設備。

原子力緊急事態支援組織

- ・放射性物質による汚染により容易に立ち入ることができない場所における、災害対策を実施するための原子力事業者へ支援を行う外部組織。 原子力防災組織
- ・原子力災害対策活動を行うため、事業者が設置する組織。

原子力防災要員

・原子力災害対策活動を行う要員。

緊急時対策要員

・原子力防災要員の補佐・交替を行う要員。

原子力防災専門官

・原災法第30条で定める原子力防災関連専門官の名称。JCO臨界事故を踏まえて平成12年より設置。原子力防災専門官はオフサイトセンターに駐在し、原子力事業所に係る業務を担当。